



2025年3月13日

各 位

会社名 T O A 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 谷口 方啓  
(コード番号 6809 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 木原 功雄  
(TEL. 078-303-5620)

### 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年3月13日開催の当社取締役会において、下記のとおり新たに執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の代表取締役および業務執行取締役を対象に導入した譲渡制限付株式報酬制度の対象を広げ、当社の執行役員を対象に、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度です。

##### 2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けますこととなります。

なお、本割当日時点において日本国内非居住者の執行役員については、本株式の交付に代えて金銭を支給します。

各対象執行役員への具体的な支給時期および配分については、取締役会の決議により決定いたします。

本制度に基づき割当てられる本株式1株当たりの払込金額は、本株式の発行又は処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）とします。

本制度による譲渡制限付株式の割当てにあたっては、対象執行役員との間において、①譲渡制限付株式の割当てを受けた日より5年間、当該株式の第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得することなどを内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上